

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 身体障害者福祉法施行細則の一部改正
母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則の一部改正
- ◇告示 教育職員免許状の授与
使用料手数料の額の減額
種番証明書の交付

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月二日

鳥取県知事 遠藤 茂
鳥取県規則第五十四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和二十八年十月鳥取県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「省令第八条の二」を「省令第九条第二項」に改める。

第六条の見出を次のように改め、同条中「第十二条及び」を削る。

（手帳再交付申請書）

第八条及び第九条を次のように改める。

（申請の却下通知）

第八条 地方事務所長又は福祉事務所長が、法第十九条の規定による更生医療の給付の申請を却下するときは、更生医療給付申請却下決定通知書（別記様式第七号）により申請者に通知しなければならない。

2 地方事務所長又は福祉事務所長が、法第二十条の規

定による補装具の交付若しくは修理の申請を却下するときは、補装具交付（修理）申請却下決定通知書（別記様式第八号）により申請者に通知しなければならぬ。

第九条 削除

第十条に次の一号を加える。

四 更生医療券交付処理簿（別記様式第十一号の二）

第十一号を次のように改める。

（福祉月報）

第十一条 地方事務所長又は福祉事務所長は、各月ごとに身体障害者に関する措置状況報告書及び補装具交付修理状況報告書をそれぞれ厚生省報告例（昭和二十六年厚生省訓令第五号）に規定する様式第六十二号（身体障害者福祉法による更生援護取扱件数）、様式第六十三号（身体障害者福祉法による補装具交付修理状況）、様式第六十四号（身体障害者福祉法による更生医療給付状況）、様式第六十五号（戦傷病者戦没者遺族等援護法による更生医療給付状況）及び様式第六十

六号（戦傷病者戦没者遺族等援護法による補装具交付修理状況）の例により作成し、意見を付して翌月十五日までに知事に提出しなければならない。

別記様式第一号削除

別記様式第五号及び第六号を次のように改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号削除

別記様式第七号及び別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第七号

受発 第 号
昭和 年 月 日

地方事務所長
福祉事務所長



殿

更生医療給付申請却下決定通知書

昭和 年 月 日に申請された身体障害者福祉法による更生医療の給付については、下記の理由により却下することに決定したから通知します。

記

理 由

別記様式第八号

受発 第 号
昭和 年 月 日

地方事務所長
福祉事務所長



殿

補装具交付（修理）申請却下決定通知書

昭和 年 月 日に申請された身体障害者福祉法による補装具の交付（修理）については、下記の理由により却下することに決定したから通知します。

記

理 由

昭和三十年十二月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日
 高等学校教諭 昭三〇 氏名 本籍地 授与年月日
 一級普通免許状 高一普 沢 きの 鳥取市東町 昭和三十一年十一月二十五日
 (国語) 第三号

鳥取県告示第五百九十一号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例
 (昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号) 第五条の
 規定により、次の者に対しては昭和三十年十二月一日か
 ら昭和三十一年三月三十一日までの間使用料の額を無料
 とする。
 黒毛和種

昭和三十年十二月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条及
 び第十四条の規定により行う健康診断及び予防接種を
 現に結核患者と同居している者で保健所の発行する「
 保健カード」により受ける者。

鳥取県告示第五百九十二号

次の種畜について家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第
 二百九号)第四条第一項第二号の規定により、種畜証明
 書を交付した。
 昭和三十年十二月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

種畜証明書番号	名号	生年月日	産地	血統	級別飼養者住所氏名	
昭三〇鳥地 第二一〇号	第二寿広	昭二九、一〇、二五	鳥取県西伯郡岸本町	父 益広 九九 黒三二、三二八	母 かじき 黒三二、三二八	2 西伯郡岸本町 影山 節

第二二号	第二二栄光	六、三〇	大高村	第二二栄光 黒二、七五六	ふくなり 黒二二、五五〇	2	加川 潔
第二三号	義春	六、一五	淀江町	第五栄光 黒二、六二八	てつを 黒二二、五五八	2	角 積
第二四号	小浜	九、一〇	東伯郡東伯町	友 黒三六八	第一こはま 予二、一七二	2	東伯郡東伯町 齊尾 晃
第二五号	栄松	九、一〇	関金町	益広 九九	たつみや 本黒一、一八八	2	松田 政知
第二六号	竹虎	五、一五	北条町	第一小谷 黒六〇三	ふく 黒六二、七三一	2	川北 庄一
第二七号	栄富	四、三〇	中山村	益広 九九	しまち 黒二二、一五七	2	東郷町 良藏
第二八号	安春	八、一〇	八頭郡河原町	夏源 本黒一、八五九	やまとし 黒七二、六一〇	2	八頭郡船岡町 岸本 重造
第二九号	竹内	八、八	上私都村	日下部寿竜 黒一、〇六五	せきもり 本黒九、三五六	2	用瀬町 加賀田光雄
第三〇号	西椿	五、二〇	佐治村	定礼 黒一、三七六	第一にしつばき 黒一二四、二二八	2	川元健太郎
第三一号	聖竜	昭二八、五、九	岩美郡小田村	蘭竜 黒一、八八二	第九ひじり 本黒 四三八	2	鳥取市国安 永井 義忠
第三二号	豊参	昭二九、七、五	西伯郡岸本町	第五栄光 黒二、六二八	ゆたか 黒五八、七五六	2	鳥取県種畜場
第三三号	第三昭和	五、一四	日野郡福栄村	米富二 黒二、七一八	しようわ三 黒一九、二七一	2	

種畜証明書 番号	第三〇鳥地 第三五号	佐波報徳	昭二九、 四、二六	群馬県	増 本	四一七	たづ子 本一、一〇五	2	東伯郡羽合町 入江洋
	名号	生年月日	産地	血統	父	母	級別飼養者住所氏名		
日本ザーネン種	〃第三四号 謙次	〃七、一七	〃西伯郡淀江町	益広	九九	けん 黒二、九四五	2	〃	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取県鳥取市東町取
 印刷所 鳥取県鳥取市東町取
 印刷所 鳥取県鳥取市東町取